



## 宿泊約款

(適用範囲)

**第1条** 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとします。

2. 当施設が法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の契約にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

**第2条** 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名、性別、住所、電話番号、国籍及び職業
- (2) 宿泊日及び到着時の予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- (4) その他当施設が必要と認める事項

2. 宿泊客が宿泊中に前項第(2)号項の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設に予約が無かった場合のみ。その申し出がなされ、当施設が承諾し、宿泊料金を前払いいただいた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理致します。

(宿泊契約の成立等)

**第3条** 宿泊契約は当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を当施設が指定する日までにお支払いいただきます。

3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払う宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第11条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を前項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当施設がその額を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

**第4条** 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は契約の成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応ずることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約が生じたものとして取り扱います。

(契約承諾の拒否)

**第5条** 当施設は次に掲げる場合において、宿泊契約の承諾に応じないことがあります。

(1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき

(2) 満員により客室の余裕がないとき

(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に際し、法令の規定、公の秩序、善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき

(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)同法第2条6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき

(5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき

(6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき

(7) 宿泊に関し、暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき

(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき

(9) 過去に第7条1項の適用を受けたものであるとき

(10) 栃木県旅館業法施行条例第15条の規定する場合に該当するとき

(宿泊客の契約解除権)

**第6条** 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は、一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払を求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除した場合を除きます。)は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当施設の契約解除権)

**第7条** 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関して、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれが認められたとき
  - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき
    - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力
    - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき
  - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
  - (4) 宿泊客が伝染病者と明らかに認められるとき
  - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
  - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることが出来ないとき
  - (7) 栃木県旅館業法施行条例第15条の規定する場合に該当するとき
  - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備に対するいたずら、その他当施設が定める利用上の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき
2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだに受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

**第8条** 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあたっては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当施設が必要と認める事項

(客室の使用時間)

**第9条** 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌日午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応ずることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
  - (1) 超過3時間までは、室料金の3分の1
  - (2) 超過6時間までは、室料金の2分の1
  - (3) 超過6時間以上は、室料の全額

(利用規則の遵守)

**第10条** 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(料金の支払い)

**第 1 1 条** 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金の支払いは、次に掲げる方法によるものとします。

- (1) 当施設による宿泊申込承諾後、当施設指定日までに当施設指定口座への銀行振込による支払い
  - (2) 宿泊申込時にクレジットカード等これに代わり得る方法による支払い
  - (3) 宿泊客の到着の際又は当施設が請求した時、フロントにて行う通貨による支払い
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当施設の責任)

**第 1 2 条** 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときには、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

**第 1 3 条** 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

**第 1 4 条** 当施設では、宿泊客からの物品又は現金並びに貴重品をお預かりすることができませんので、宿泊客の責任により保管していただきます。

2. 宿泊客が当施設にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品について、当施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設は、その損害を補償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の提示のなかったものについては、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、1 万円を限度として当施設はその損害を補償します。

(宿泊客の手荷物又は携行品の保管)

**第 1 5 条** 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って到着した場合、その到着前に当施設に通知いただいたときであっても、責任をもって保管することができません。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携行品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は

所有者が判明しないときは、発見日を含めて7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前項の場合における宿泊客の手荷物又は携行品の保管についての施設の責任は、前条第2項の規定に準ずるものとします。

(駐車場の責任)

**第16条** 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両キーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任を負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

**第17条** 宿泊客は故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対して、その損害を賠償していただきます。

(管轄裁判所)

**第18条** 当施設は宿泊客との間で訴訟の必要が生じた際には、管轄裁判所を東京地方裁判所とします。

【ユニット名】

呼 称：ヴィラ ポルト アジュール 那須

住 所：栃木県那須郡那須町大字湯本字ツムジケ平 213-1200

【施設運営者】

氏 名：平和観光開発株式会社

住 所：東京都台東区台東 2-7-1

連絡先：03-5818-0881

別表第 1

宿泊利用金等の内訳(第 2 条第 1 項及び第 11 条第 1 項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料金(室料)
	追加料金	物品購入費、施設使用料、各種手配料 ドリンク等サービス料
	税金	消費税 入湯税

基本宿泊料金は旅行サイト等に掲示する利用金表になります。  
当施設には子供料金の設定はありません。

別表第 2

違約金 (第 6 条第 2 項関係)

	当日	前日～ 3 日前	4 日前～ 7 日前	8 日前～ 15 日前	16 日以前
違約金	100%	80%	50%	20%	0%

基本宿泊料金に対する比率です。  
宿泊予定日数が短縮した場合は、その短縮日数に関わらず、1 日分(初日)の違約金を頂戴いたします。